様式２

不利益処分に係る処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の名称</td><td>自動車の臨時運行許可の取消し、番号標の弁償</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠条例･規則等名</td><td>さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則</td></tr>
<tr><td colspan="2">条　　項</td><td>第６条、第７条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課</td><td>各区役所　区民生活部　区民課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処分基準</td><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>申請者が偽りその他不正の行為により、臨時運行許可を受け、または不正に使用したときは、直ちに許可を取り消すものとする。
番号標を亡失し、または損傷した者は、相当額の弁償を処しなければならない。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成 13 年５月１日設定　　年　月　日最終改正</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>